

宮崎県において資源管理を行うための方針 新旧対照表

新	旧 (R7.1.9 公報 第 575 号)
令和 2 年 12 月 1 日制定 令和 3 年 4 月 1 日改正 令和 3 年 7 月 1 日改正 令和 3 年 12 月 24 日改正 令和 6 年 4 月 1 日改正 令和 7 年 1 月 1 日改正 <u>令和 7 年 7 月 1 日改正</u>	令和 2 年 12 月 1 日制定 令和 3 年 4 月 1 日改正 令和 3 年 7 月 1 日改正 令和 3 年 12 月 24 日改正 令和 6 年 4 月 1 日改正 令和 7 年 1 月 1 日改正
第 1 ～ 7 (略)	第 1 ～ 7 (略)
第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 1 特定水産資源は、下記の<u>9</u>種とし、これらの具体的な資源管理方針は別紙 1 のとおりとする。 まいわし太平洋系群、まあじ、くろまぐろ (小型魚)、くろまぐろ (大型魚)、するめいか、まさば及びごまさば太平洋系群、かたくちいわし太平洋系群、<u>ぶり</u> 2 ～ 3 (略) (別紙 1 － 1) ～ (別紙 1 － 7) (略) <u>(別紙 1 － 8)</u> <u>第 1 特定水産資源</u> <u>ぶり (ステップアップ管理対象資源)</u> <u>第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</u> <u>1 宮崎県ぶり漁業</u> <u>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</u>	第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 1 特定水産資源は、下記の<u>8</u>種とし、これらの具体的な資源管理方針は別紙 1 のとおりとする。 まいわし太平洋系群、まあじ、くろまぐろ (小型魚)、くろまぐろ (大型魚)、するめいか、まさば及びごまさば太平洋系群、かたくちいわし太平洋系群 2 ～ 3 (略) (別紙 1 － 1) ～ (別紙 1 － 7) (略) <u>(新設)</u>

① 水域

②の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

宮崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中

陸揚げした日からその日の属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、全量を知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮崎県ぶり漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、下表のとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁 獲 努 力 量
大型定置漁業	11 か統
小型定置網漁業（共同漁業権）	15 件
中型まき網漁業	19 か統
小型まき網漁業	15 か統
刺網漁業	356 隻
えびびき網漁業	103 隻
機船船びき網漁業	50 隻
その他の釣漁業	451 隻
ぶり稚魚漁業	120 隻

第 5 その他資源管理に関する重要事項

1 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の

<u>第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。</u> <u>2 養殖用種苗（もじゃこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。</u> （別紙2－1）～（別紙2－4） （略） （別紙3－1）～（別紙3－14） （略）	（別紙2－1）～（別紙2－4） （略） （別紙3－1）～（別紙3－14） （略）
---	--